

平成24年（ワ）第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第107準備書面

2024年（令和6年）5月27日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人

外

原告第6準備書面において、避難困難性について述べたが、本準備書面では、舞鶴で正規職員として働く労働者の避難困難性について述べる。

1. 原告について

原告堀(竹下)真希子(以下、「原告堀」という。)は、京都府舞鶴市の西舞鶴地域に住んでおり、夫と6歳の子と3人で暮らしている。仕事は事務職で、自宅も職場も西舞鶴駅に近く、観光スポットの田辺城跡や裁判所の舞鶴支部も徒歩圏内である。夫の職場も西舞鶴で、6歳の子は4月から小学校に通っている。西舞鶴は大飯原発から約 30 km、高浜原発から 20 km弱に位置しているが、ここ西舞鶴が原告堀の家族の生活圏のすべてである。

原告堀は結婚を機に舞鶴へ引っ越したが、もともと原告堀の父の実家が隣接する京都府福知山市大江町で、今は両親と妹が住んでいる。また、原告堀の祖父が舞鶴の生まれなので身近な土地ではあったが、それまで舞鶴へ行く機会はほとんどなく、原告堀にとっては新天地であった。

2 本訴訟への参加

原告堀が舞鶴へ転居したのは 2011 年(平成 23 年)の春、3. 11東日本大震災の直後であった。チェルノブイリやスリーマイル事故のことを史実として知っていたので、3. 11以前から原発に対する漠然とした不安があったが、福島第一原発事故の惨禍、被災地の苦悩を目にしながら舞鶴での生活が始まっていくなかで、不安は鮮明なものとなり、原発から目をそむけることができなくなっていった。そして翌年、舞鶴での生活にも慣れてきた頃にこの訴訟のことを知り、原告として参加することを決めた。

3 舞鶴と大飯・高浜

原告堀が、舞鶴に住んでみて実感したことは大飯・高浜との距離感である。原告堀は、舞鶴と大飯・高浜との物理的な距離がそう遠くないことは知っていたが、心理的な距離が思っていた以上に近かったことに驚いた。

例えば、原告堀の職場のような小さな事業所でも大飯・高浜は営業圏内である。舞鶴から大飯・高浜へ通勤している者、逆に大飯・高浜から舞鶴へ通勤されている者も珍しくない。

そのため、京都府宮津市に本店を置く「京都北都信用金庫」は、京都府北部地域の信用金庫であるが、福井県大飯郡高浜町に「高浜支店」がある。同様に、福井県福井市に本店を置く「福邦銀行」は舞鶴に「舞鶴支店」があり、舞鶴と大飯・高浜は経済的な結びつ

きも強い地域である。

原告堀の夫は電気工事の仕事をしているが、午前中に大飯や高浜の仕事をして、午後には舞鶴の現場をまわるという日もある。また、休日なら遠出というほどでもなく、昼下りのドライブ感覚で足を運べる距離なので、家族で出かけることもよくある。

4 避難計画の問題点

それほどまでに舞鶴と生活圏も経済圏も近い大飯・高浜の原発で事故が起きてしまったら、地域経済への影響も大きく、舞鶴市民の生活は一変する。

舞鶴市の原子力災害住民避難計画によると、避難が必要となった場合、まずは自治会ごとに決められた避難時集結場所(以下「一次避難所」と言う。)に集合することになっている。その一次避難所へは、園児や児童、生徒らは保護者とともに避難することを原則とする、と書かれている。原告堀の場合、子どもを連れて一緒に一次避難所へ集合せよという指示だということになるが、学校にいる時間帯に避難の指示があったときはどうなるのか。

原告堀の子が、入学後しばらくして、小学校より緊急時帰宅先の調査があったが、大雨、台風などで児童が緊急に下校する場合に、いつも通り児童だけで帰宅させるか学校に待機させるかを選択するだけの調査であった。今のところ原発事故を想定したような調査はない。学校には原発事故時の防災マニュアルがあるのかもしれないが、保護者と共有されているものではなく、原発事故を想定した児童の引渡し方法の取り決めは何もない。

また、自治会でも一次避難所への集合方法などについて話し合われたこともなく、この避難計画が市民一人ひとりに周知徹底されていない、これが舞鶴の現状である。ちなみに原告堀も、今回の意見陳述をするにあたり調べるまで、自分の最終避難先がどこなのか、避難経路を含めて詳細に把握できていなかった。

一次避難所のその先は、事故の状況に応じて、西方面、南方面のどちらに避難を行うか指示されるようであるが、原告堀の自治会の住民は、中継避難所を経て西方面なら兵庫県尼崎市内の避難所、南方面なら京都市下京区内の避難所に行くことになるようである。ただし、避難先の自治体が被災していないことや、受入可能かどうかを確認できた場合に避難を実施すると注意書きがある。つまり、阪神淡路大震災のように関西広域にわたって被災した場合などは、この避難計画そのものが成り立たないということである。福島

第一原発事故が地震による津波の影響もあって起こったものであるにもかかわらず、この避難計画は大地震を想定していないのである。原告堀は、あらためて避難計画をはじめ他の資料も見直してみたが、別ルートの避難経路や避難先の情報を見つけることができなかった。原発事故が大地震によるものだった場合、尼崎市や京都市も被災していた場合、それでも舞鶴市民は受け入れることは、困難である。

そもそも避難すれば、避難できればそれで良いのか。計画どおり避難できたとして、避難生活がいつまで続くのか、子どもらの学びは保障されるのか、避難のその先のロードマップは何もなく「片道切符」である。なぜ舞鶴市民が原発事故による避難を想定しなければならないのか。原発事故による避難を前提とした生活を強いられるのか。

原告堀は、舞鶴で暮らし始めた頃は、いざ原発事故があったときには逃げればいいと心のどこかで思っていた。大人だけならその選択もできたかもしれないが、舞鶴で生まれ舞鶴の保育園で育ちこの4月に小学生になった原告堀の子にとっては、舞鶴が人生のすべてであり、原告堀は、子どものことを考えると、単純に逃げればいいとは言えなくなった。子供が成長するにつれ、原告堀は今、あらためて舞鶴で生きていくことをつきつけられている。

原告堀の子が舞鶴を離れるときは自分で選択したときであるべきで、「避難」で舞鶴を離れるようなことがあってはならないのである。そして舞鶴市民が、ひいては日本国民全員が、自ら選んだ場所で、安心・安全に生活する権利が脅かされてはならないのである。福島第一のような原発事故を二度と起こしてはならず、そのためには大飯原発をはじめとする原子力発電所の運転を止める、これ以外に選択肢はないと原告らは考えている。

5 原発事故が「万が一」にも起こらないように

福島第一原発の事故から10年以上経っても廃炉の見通しが立っていない。ひとたび重大事故が起これば人類は原子力を制御できず、生命・身体への影響は甚大である。ゆえに原発事故は「万が一」にも起こってはならず、生命・身体は経済的合理性など如何なるものとも天秤にかけられるべきではない。

原告堀がこの裁判に原告として参加したのは、大飯・高浜の原発で事故が起こった後に損害賠償請求という事態を避けたいからであり、原発事故が「万が一」にも起こらないようにするためである。

舞鶴のような地方都市では、電力自由化された今でも関西電力が第一候補であり、舞

鶴市民のライフラインを担う企業として大きな役割を果たしている。台風や大雪のときにも停電することはほとんどなく、現場労働者が、停電しても全力で復旧作業を行っている。だからこそ、ライフラインを維持するために日々尽力している現場労働者の身の安全も保障されるべきであり、原発事故の犠牲になるようなことはあってはならない。

関西電力には、インフラ企業として電気を供給するにとどまらず、消費者に安心・安全な生活を供給する企業であるという責任と自覚が必要である。

6 まとめ

以上のとおりであり、根本的な解決のためには、原発自体を廃炉にするしかない。

以上